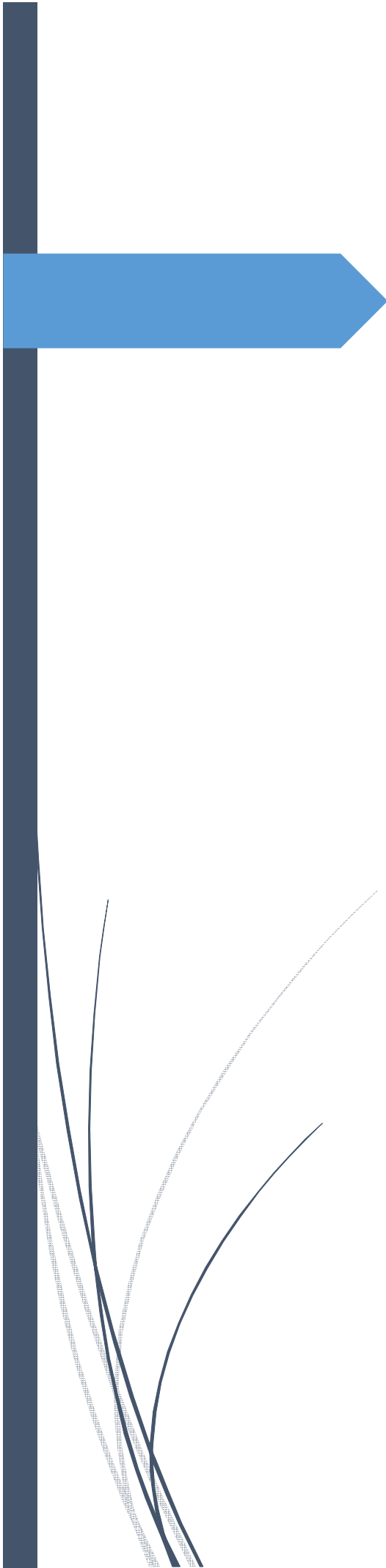




# 筑西市学校部活動 地域展開計画

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 1  | 背景                          | p1 |
| 2  | 目的                          | p1 |
| 3  | 地域クラブ活動への展開推進の効果            | p2 |
| 4  | 筑西市の基本方針                    | p2 |
| 5  | 筑西市公立学校の現状                  | p3 |
| 6  | 筑西市学校部活動地域展開の体制             | p4 |
| 7  | 市が想定している筑西市公認地域クラブ「ちっくんクラブ」 | p5 |
| 8  | ちっくんクラブの登録の要件               | p5 |
| 9  | ちっくんクラブへの登録等について            | p6 |
| 10 | ちっくんクラブ登録団体への支援内容について       | p7 |
| 11 | 活動場所の確保                     | p8 |
| 12 | 施設・設備・備品の使用について             | p8 |

|    |              |     |
|----|--------------|-----|
| 13 | 安全管理者の設置     | p8  |
| 14 | 指導者に求めるもの    | p9  |
| 15 | 安全管理者・指導者の資質 | p9  |
| 16 | 参考ガイドライン     | p10 |
| 17 | アンケート調査結果    | p11 |

## 1 背景

学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われてきました。生徒の体力や技能の向上を図る目的だけではなく、人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感、そして問題行動の抑制や責任感及び連帯感の涵養に資するものであり、生徒にとって多様な学びの場となっています。

しかし、全国的な少子化の影響や価値観の多様化等により、学校部活動の持続可能な運営はますます厳しくなる状況にあります。さらに、部活動指導において専門性や指導経験、指導意思に関わらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは教職員の働き方改革が進むなか、学校だけで解決することが難しくなっています。

これらの課題を解決し、生徒と教職員の双方にとって望ましい持続可能な部活動とするためには、これまでの枠組にとられない新たな指導・運営体制を構築していくことが求められています。

## 2 目的

- ① 中学校の学校部活動改革を通じて、筑西市の子どもたちが、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保し、多様な活動の環境を整備します。
- ② 中学生の更なるスポーツ・文化芸術活動環境の充実だけではなく、地域全体のスポーツ・文化芸術活動等の環境改善につなげ、スポーツ・文化芸術活動の振興を目指します。
- ③ 中学生のスポーツ・文化芸術活動の新たな展開を、教職員の働き方改革の推進、学校教育の質の向上につなげるため、令和8年4月より地域クラブ活動へ展開してまいります。

### 3 地域クラブ活動への展開推進の効果

地域クラブ活動へ展開することによりもたらされる効果として、以下のものが考えられます。

- ① 学校部活動にはない、スポーツ・文化芸術活動の選択が可能
- ② 単一種目に特化されない、複数のスポーツ・文化芸術活動の体験機会の確保（将来的に、子どもたちの多様なスポーツ・文化芸術活動の選択が可能）
- ③ 新しい種目への挑戦、新たな才能の発掘

将来的にはスポーツ・文化芸術活動を身近な存在として位置付け、中学生世代にとらわれない持続可能な活動環境を整備・構築することで、生涯を通じたスポーツ・文化芸術活動の振興に大きな役割を果たすことが期待されます。

### 4 筑西市の基本方針

- ① 本市の公立中学校の学校部活動を対象とし、全ての生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術活動の環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指します。
- ② 市内のスポーツ・文化芸術活動団体（スポーツ協会・スポーツ少年団・文化協議会）等と連携・協働し、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保及び子どもたちの多様なニーズに合った機会の充実等に取り組むこととします。また、本市の地域実情に合わせて創意工夫を凝らし、子どもたちや保護者等の理解を得ながら地域展開を進めていきます。

## 5 筑西市公立学校の現状

筑西市の公立学校情報（令和7年4月1日）

全地区中学生 2,322人

下館地区

下館中学校（教職員 32人、生徒 546人）

（生徒内訳 1年生 184人、2年生 188人、3年生 174人）

下館西中学校（教職員 25人、生徒 353人）

（生徒内訳 1年生 109人、2年生 113人、3年生 131人）

下館南中学校（教職員 37人、生徒 530人）

（生徒内訳 1年生 168人、2年生 176人、3年生 186人）

関城地区

関城中学校（教職員 29人、生徒 313人）

（生徒内訳 1年生 94人、2年生 99人、3年生 120人）

明野地区

明野五葉学園（後期課程）（教職員 26人、生徒 294人）

（生徒内訳 7年生 88人、8年生 106人、9年生 100人）

協和地区

協和中学校（教職員 23人、生徒 286人）

（生徒内訳 1年生 82人、2年生 98人、3年生 106人）

筑西市の部活動

運動部活動（13種目）

軟式野球、サッカー、卓球、バスケットボール、バレーボール、  
ソフトテニス、剣道、柔道、ソフトボール、バドミントン、水泳、陸上、  
駅伝競走

文化部活動（3種目）

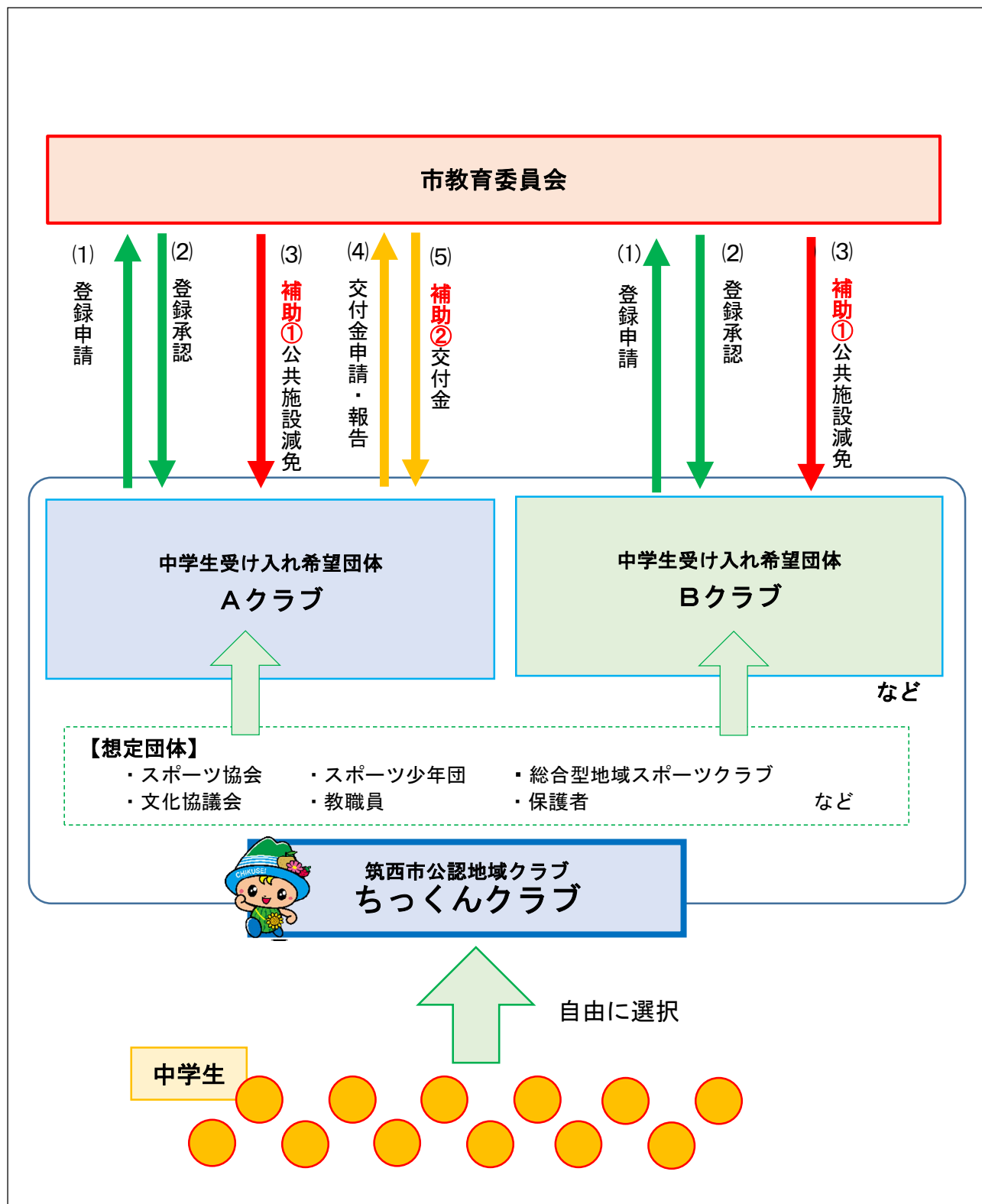
吹奏楽、美術、パソコン

その他

校外活動クラブ

（軟式野球、バレーボール、バドミントン、剣道、柔道、ソフトテニス）

## 6 筑西市学校部活動地域展開の体制



## 7 市が想定している筑西市公認地域クラブ「ちっくんクラブ」

①保護者等が学校部活動を引き継いで行う団体

(施設減免あり、交付金なし)

②クラブ員を募集している団体 (施設減免あり、交付金なし)

※中体連相当の大会等に参加しない団体

③クラブ員を募集している団体 (施設減免あり、交付金あり)

※中体連相当の大会等に参加する団体

上記内容を表にしたもの

|      | 市が想定している地域クラブ「ちっくんクラブ」        |                     |                     |
|------|-------------------------------|---------------------|---------------------|
|      | ①<br>保護者等による<br>学校部活動引継<br>団体 | クラブ員募集团体            |                     |
|      |                               | ②<br>中体連等大会参加<br>なし | ③<br>中体連等大会参加<br>あり |
| 施設減免 | ○                             | ○                   | ○                   |
| 交付金  | ×                             | ×                   | ○                   |

※ ○は対象、×は対象外

## 8 ちっくんクラブの登録の要件

① 対象団体の活動拠点が筑西市であり、代表者は筑西市内に住所を有すること。

② 筑西市内中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（中学部）に在籍する生徒、筑西市内に住所を有する中学生を受け入れている、又は、今後、受け入れることができる地域クラブであること。ただし、大会等参加の有無は問わない。

③ 活動中は安全管理者又は指導者が常駐すること。

④ 傷害保険等に加入を行ったうえで、安全確保に努めること。

※学校部活動の活動ではなくなるため、保険に加入する必要がある。

⑤ NOハラスメント（暴力、暴言、差別など、安全・安心を害する行為全般を行わない）を遵守すること。

⑥ 非営利団体であること。

## 9 ちっくんクラブへの登録等について

### ① 新規・変更・更新の場合（各団体から教育委員会に提出）

#### ア a 登録申請

- ・登録申請書
- ・加入者名簿（利用者名簿）
- ・傷害保険加入者証の写し
- ・安全管理者宣誓書

※新規は、随時受付を行う。

#### b 変更申請

変更については、事象が生じた翌月末までに提出

#### c 更新申請

更新については、4月から5月末日までに提出

※更新を行わない場合は退会となる。

### イ ちっくんクラブ登録承認通知書（教育委員会から各団体に交付）

- ・登録承認通知の交付

※新規、更新のみ通知書を交付

### ② 地域クラブの活動を中止し、若しくは休止し、又は地域クラブを廃止する場合（各団体から教育委員会に提出）

- ・ちっくんクラブ登録抹消届

地域クラブ活動を継続することが困難等になった場合は、ちっくんクラブ登録抹消届を提出する。

※安全管理者宣誓書の記載した内容に反した場合は、地域クラブの登録を取り消す場合がある。

## 10 ちっくんクラブ登録団体への支援内容について

### ① 市公共施設利用料の減免

「ちっくんクラブ」の登録団体のうち、市公共施設の減免を受けられる団体は、ちっくんクラブ登録要件を満たし、中学生が加入していることを条件とする。

注) 公共施設の減免を受ける場合は、次の条件を満たすものとする。

ア 活動当日、施設に加入者名簿（利用者名簿）を提出すること。

イ 安全管理者(活動を見守れる人) 又は指導者(技術的な指導)が常駐すること。

### ② 交付金の交付

ア 対象団体： 中学校体育連盟又は  
中学校体育連盟同等の大会に参加している団体

イ 対象種目： 学校部活動の地域展開として活動する以下の  
12 種目

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| 軟式野球、サッカー、卓球、バスケットボール、<br>バレーボール、ソフトテニス、剣道、柔道、<br>ソフトボール、バドミントン、陸上、吹奏楽 |
|------------------------------------------------------------------------|

ウ 申請手続きについては、交付金交付申請を年度初め(5月)に行う。  
また、活動報告書を年度末(2月)に提出する。

提出書類：【交付申請】 ちっくんクラブ登録承認通知書の写し、  
活動計画書、代表者・指導者及び在籍する  
生徒の名簿、中学校体育連盟等登録認定通  
知又は茨城県吹奏楽連盟の登録がわかる  
書類の写し、茨城県中体連等へ提出した名  
簿の写し

【実績報告】 活動報告書

エ 基準日：毎年5月1日

オ 申請期限：交付申請は、毎年6月末までとする。

### ③ 周知・広報

市は、登録団体を市のSNS等を活用することにより、広く市民に周知、情報を発信する。

## 11 活動場所の確保

### ① 利用できる公共施設

- ・市体育施設（体育館、グラウンド、テニスコート等）
- ・市内小学校（体育館、グラウンド）
- ・市内中学校  
（体育館、武道館、グラウンド、テニスコート、音楽教室等）
- ・コミュニティセンター

### ② 土日祝日の日中に中学校施設を利用できる団体の優先順位

優先順位 1 ちっくんクラブ登録団体

（保護者等が学校部活動を引き継いで行う団体）

優先順位 2 上記以外のちっくんクラブ登録団体

※なお、一般団体への中学校施設開放は従来通り夜間のみとする。

### ③ その他

- ・各団体の保有施設

## 12 施設・設備・備品の使用について

### ① 施設について

- ・教育委員会から登録団体名を施設管理者に事前に伝える。

### ② 備品について

- ・使用する場合は、団体の代表者が事前に施設管理者の承諾を得る。

※施設・設備・備品を破損や滅失させた場合は、速やかに詳細を教育委員会又は施設管理者へ報告し、使用した登録団体が弁償する。

## 13 安全管理者の設置

本市では、生徒の自主性を尊重しながら地域クラブ活動を見守る成人、または指導者を「安全管理者」とし、ちっくんクラブに登録する際には、必ず安全管理者を設置する。

安全管理者はクラブ活動中の生徒の安全を最優先に確保する。

## 14 指導者に求めるもの

地域クラブ活動を指導するものは、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、保護者等との連絡など、多様な職務に従事することとなります。

また、子どもへの理解はもとより、事故やトラブルへの対応の際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、習得に一定の研修を要する指導者資格を有していることが求められます。

### ◆指導者資格の取得

- ① スポーツ活動の指導者は、JSP0 公認スポーツ指導者資格や中高競技団体が定める公認指導者資格など、公的に認められた資格を有していることが望ましい。
- ② 公認指導者資格を取得していない指導者や指導者資格が設けられていない活動等の指導者は、県が実施する指導者講習会等を受講し、指導に当たることが求められている。

※上記内容について、筑西市公認地域クラブ「ちっくんクラブ」は、資格取得及び講習を受講することを推奨しています。

## 15 安全管理者・指導者の資質

生徒は、心身の成長途上であるため、安全管理者・指導者は、安全の確保はもとより、練習等が過度な負担にならないよう徹底するとともに、ハラスメント行為（体罰、言葉の暴力、性暴力等）の根絶が強く求められます。活動にあたっては、子どもの基本的人権などの権利擁護の観点にも留意しなければなりません。

また、子どもや保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、子どもたちが事故やトラブルにあった場合においても、看過することなく対処することが求められます。

## 16 参考ガイドライン

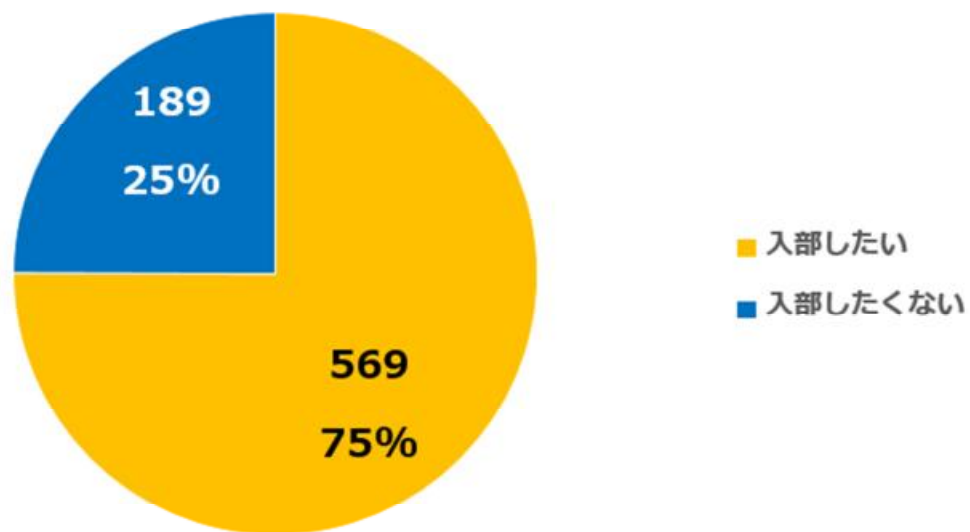
- ・ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁・令和4年12月）
- ・ 茨城県地域クラブ活動ガイドライン（茨城県教育委員会・令和5年2月）
- ・ 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議配布資料（スポーツ庁・令和7年11月）

## 17 アンケート調査結果

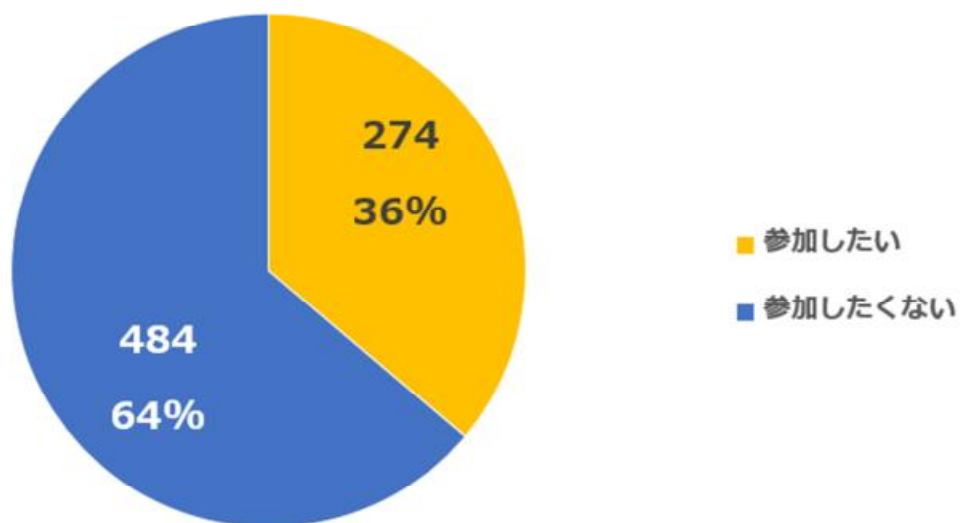
### ◆生徒アンケート

小学校 6 年生、義務教育学校前期課程 6 年生

①中学校に入学後（義務教育学校〔後期課程〕に進級後）、平日は学校部活動に入部  
したいですか。

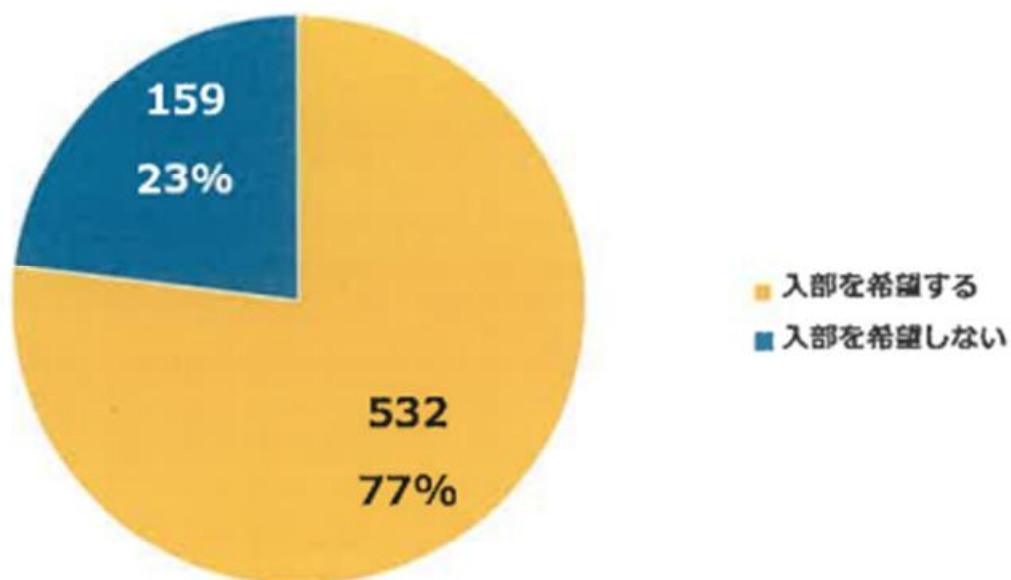


③中学校に入学後（義務教育学校〔後期課程〕に進級後）、休日は地域クラブでの活  
動に参加したいですか。

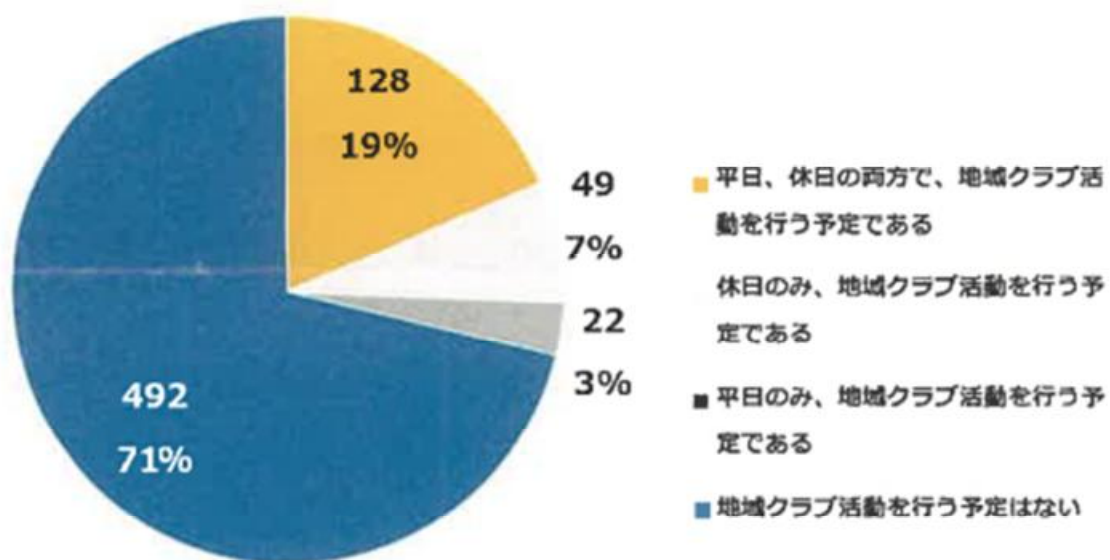


中学1年生、義務教育後期課程7年生

①今年度（令和7年度）、中学1年生のとき、学校部活動に入部を希望しますか。

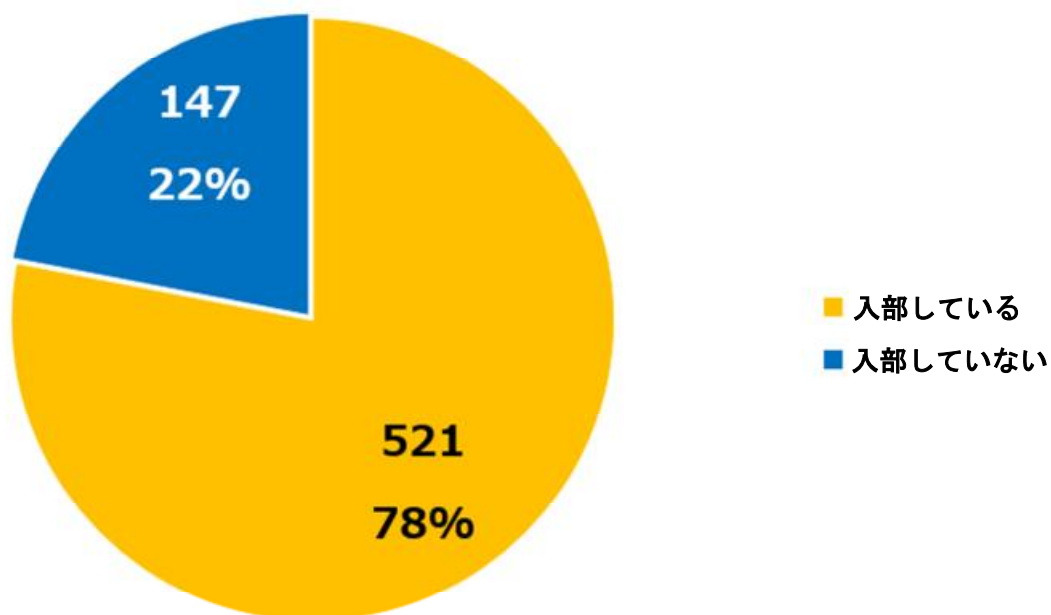


③今年度(令和7年度)、中学1年生のとき、地域クラブ活動を行う予定ですか。

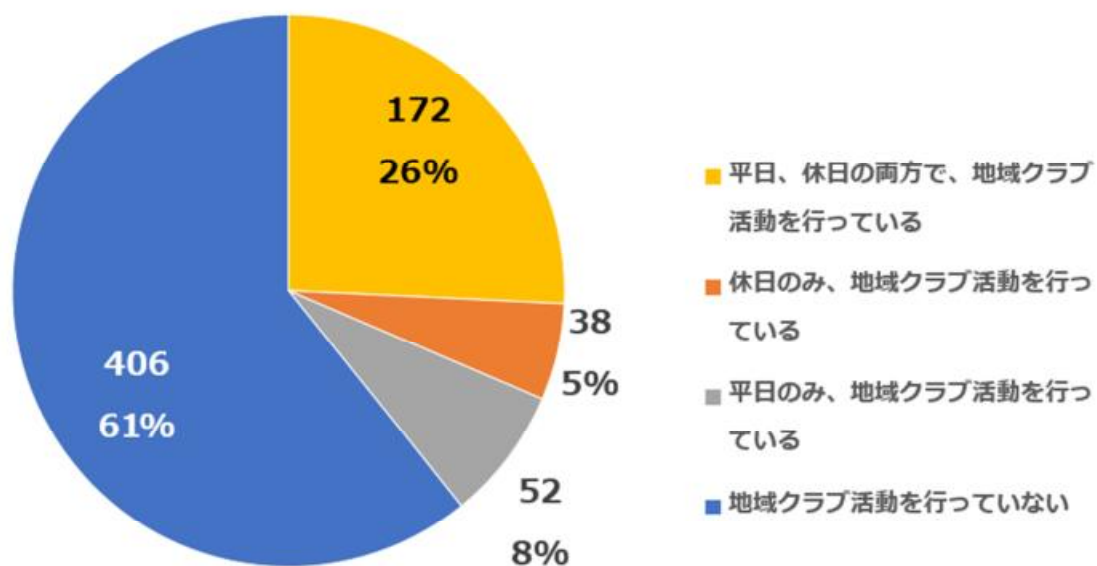


中学 2 年生、義務教育後期課程 8 年生

①現在、学校部活動に入部していますか。



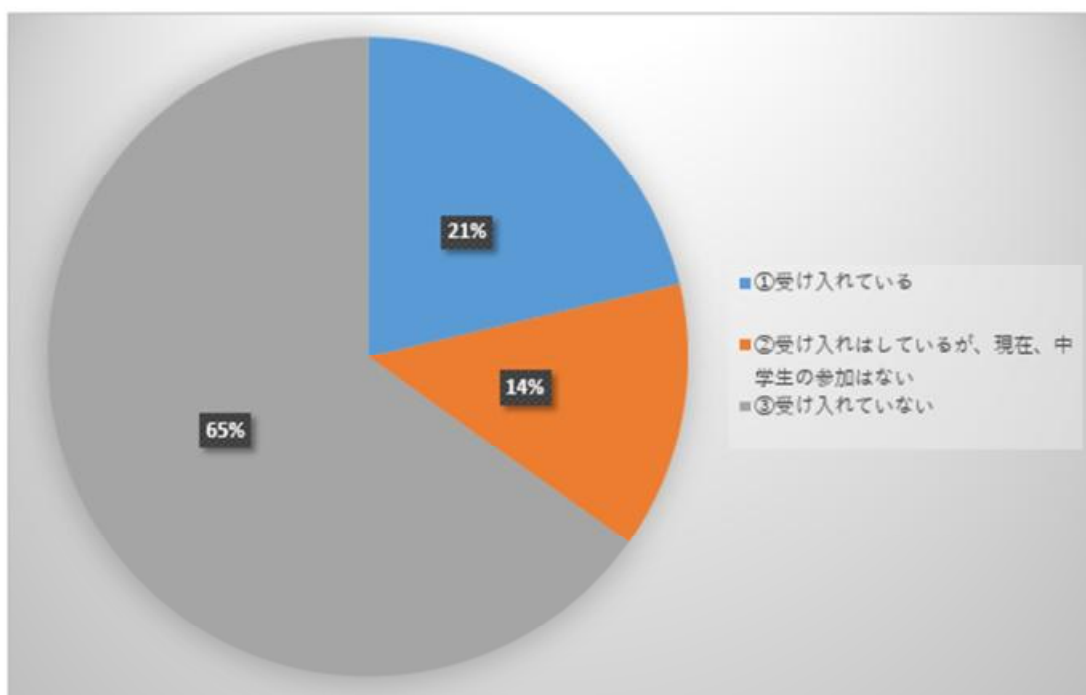
③現在、地域クラブ活動を行っていますか。



◆スポーツ・文化芸術活動団体アンケート

地域クラブ等における中学生の受け入れ状況等に関するアンケート  
(スポーツ・文化芸術)

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 問1 現在、貴団体では、中学生の活動を受け入れていますか。 |    |
| ①受け入れている                      | 19 |
| ②受け入れはしているが、現在、中学生の参加はない      | 12 |
| ③受け入れていない                     | 58 |



## 【筑西市学校部活動地域展開推進協議会】

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 令和7年 4月 1日   | 筑西市学校部活動地域展開推進協議会設置  |
| 令和7年 4月 30日  | 第1回筑西市学校部活動地域展開推進協議会 |
| 令和7年 6月 16日  | 第2回筑西市学校部活動地域展開推進協議会 |
| 令和7年 8月 25日  | 第3回筑西市学校部活動地域展開推進協議会 |
| 令和7年 10月 27日 | 第4回筑西市学校部活動地域展開推進協議会 |
| 令和8年 2月 16日  | 第5回筑西市学校部活動地域展開推進協議会 |



令和8年3月策定

筑西市教育委員会